

# 令和4年度入札参加資格審査申請書提出要領

(上水道・病院部門を含む)

◎ 令和4年度の入札参加資格審査申請における主な変更点

- ・FAQ（よくある質問）を作成しました。
- ・一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の押印を廃止しました。  
※使用印鑑届又は委任状(兼使用印鑑届)、暴力団排除条例に係る誓約書は引き続き押印が必要です。

## 1 提出方法

郵便若しくは信書便（郵送等）による送付 又は 持参による提出

※郵送等による提出を基本とします。やむを得ず持参する場合はマスクの着用等の感染症対策をお願いします。

※郵送等については、書留郵便等の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認できる方法で送付してください。

それ以外の方法で送付された場合、郵送時の事故による書類紛失等を理由とする提出期間の延長は認められません  
のでご注意ください。

※受付票（申請者控）の返送が必要な場合は、返送先を明記し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

## 2 受付期間

令和4年1月4日（火曜日）から令和4年2月28日（月曜日）（**必着**）

（土曜日・日曜日及び祝日等を除く）

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※ 期限を過ぎたものは受付できません。内容を十分確認のうえ、日にちに余裕をもって提出してください。

## 3 提出（受付）場所及び問合せ先

瀬戸内市役所 総務部 契約管財課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

電話番号 0869-22-3906 FAX番号 0869-22-3304

## 4 提出書類

別掲『瀬戸内市入札参加資格審査申請書提出書類』をご確認ください。

様式は瀬戸内市ホームページからダウンロードできます。

## 5 資格の適用期間

令和4年6月1日～令和5年5月31日

## 6 注意事項

1) 建設工事の入札参加資格審査を申請する方は、申請者資格要件を備えていなければなりません。

別掲『令和4年度申請者資格要件』をご確認ください。

2) 申請後に会社更生手続又は民事再生手続の申立を行うことになった場合には、必ずご報告ください。

各手続の申立後、手続きの開始決定を受けるまでの間又は再生計画・更生計画の認可を受けるまでの間については、入札参加が制限されますのでご注意ください。

3) 申請書提出後、その申請事項に変更がある場合は、速やかに『入札参加資格審査申請書変更届』を提出してください。

4) **工事及び測量・コンサルタント業務**の入札は、電子入札システムを利用して行っています。該当する入札に参加する場合は、別途、電子入札システムへの登録が必要となります。

詳しくは、岡山県電子入札共同利用システムのポータルサイト (<http://www.e-okayama.t-elbs.jp/>) を参照してください。

5) **物品・役務の入札において、令和 2 年 6 月から電子入札システムを利用して行っています。**

感染症対策のため、電子入札を基本としますので、市ホームページ及び、岡山県電子入札共同利用システムのポータルサイト (<http://www.e-okayama.t-elbs.jp/>) を参照の上、対応をお願いいたします。

#### 6) 発注区分について

環境調査、計量証明等の調査・研究関係業務については、発注者の判断により「測量・建設コンサルタント業務」と「役務」のどちらかでの発注となります。該当する業務で入札参加を希望される場合は、なるべく測量・コンサルタント業務および物品・役務の両方に申請していただきますようお願いいたします。

#### 7) 正式な手続きを経た証明等の後日提出について

税の納付や、許可や業の更新手続き等について、災害や感染症対策等により、正式な手続きを経て猶予を受けている場合は、申立書（任意様式）として該当書類を明記、その猶予等を受けたことを確認できる書類の写しを添付することにより、該当の証明等を後日提出として申請を受け付けます。

申し立てによる書類の一部後日提出の期限は令和 4 年 3 月 25 日（金曜日）とします。

## 令和4年度申請者資格要件

建設工事の入札参加資格審査を申請する方は、申請日時点において次の要件を備えていなければなりません。

- 1 申請する業種について、建設業法の許可を受けていること。  
※契約締結権を委任する場合は、委任する営業所が申請する業種の営業を行っていること。
- 2 経営事項審査（審査基準日が令和2年8月1日以降のもの）を受けていること。
- 3 中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済組合又は特定退職金共済に加入していること。
- 4 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していること。  
※加入義務がない業者は、加入していなくても申請可
- 5 国税及び地方税を完納していること。
- 6 社会保険料を完納していること。ただし、年金事務所で確認できるものに限る。
- 7 引き続き2年以上申請する業種の営業を行っていること。
- 8 申請する業種について、申請直前の経営事項審査の年間平均完成工事高を有していること。
- 9 技術者の数が2名以上であること。
- 10 舗装工事に係る入札参加審査申請者については、申請直前の経営事項審査の年間平均完成工事高が5,000千円以上を有すること。ただし、岡山県実施の「舗装業者工事施工能力審査」を申請している場合を除く。
- 11 水道施設工事のうち配水管布設工事（新設改良等のための配水管の布設、移設及び撤去の工事及び弁栓類の設置工事並びに配水管の修繕工事をいう。）に入札参加を希望する者は、次の各号を備えていること。
  - (1) 瀬戸内市水道事業指定給水装置工事事業者であること。
  - (2) 社団法人日本水道協会認定の配水管技士又は配水管技能者が在籍していること。
  - (3) 申請直前の決算で2期連続して完成工事高があること。ただし、2期合計の期間が13ヶ月に満たない場合は、3期以上連続して完成工事高があることとする。
- 12 配水管布設工事のうち水道配水用ポリエチレン管工事に入札参加を希望する者は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の主催する施工講習を受講した者が在籍していること。

※入札参加資格審査申請に当たり、「瀬戸内市と契約する営業所」は、1社1営業所に限ります。

## 令和4年度 瀬戸内市 入札参加資格審査申請書提出書類(建設工事)

番号	提出書類	ダウンロード	法人	個人	備考	写し	
	受付票	受付票	◎	◎	・入札、契約の締結等の権限を代理人に委任する場合は、委任先情報まで必ず記入してください。 ※フラットファイルには綴じないでください。	—	
1	入札参加資格審査申請書	A1	◎	◎	・本市が定める様式を使用してください。	不可	
2	経営事項審査結果通知書	—	◎	◎	・審査基準日が令和2年8月1日以降の最新のもの ・社会保険等の加入の有無の確認にも使用します。 「その他の審査項目(社会性等)」欄において、「雇用保険の加入の有無」、「健康保険の加入の有無」、「厚生年金保険の加入の有無」の項目が「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類の提出が必要です。 ・入札参加資格審査申請後に通知された経営事項審査結果通知書は、受理次第、写しを提出してください。	可	
3	納税証明書	国税(消費税含む)	—	◎	◎	・本社を管轄する税務署の証明書 ・未納の税額のないことの証明(法人は「様式その3の3」、個人は「様式その3の2」)	可
		県税	—	○	○	岡山県内に契約締結先営業所が所在する場合に必要 ・県徴収金の滞納がないことの証明	可
		市税	—	○	○	瀬戸内市内に契約締結先営業所が所在する場合に必要 ・完納証明書	可
4	建設業の許可通知又は許可証明書	—	◎	◎	・許可更新中の場合は、更新中であることを証明できる書類(受付印のある建設業許可更新申請書の写し等)を提出してください。	可	
5	工事経歴書	A5	◎	◎	・経営事項審査申請時に使用した工事経歴書の写しで替えることも可とします。 ※水道施設工事のうち配水管布設工事の入札参加を希望する場合は、入札参加資格審査申請直前の決算2期分の工事経歴書を提出し、発注機関の証明書の写し等を添付してください。	可	
6	営業所一覧表	A6	◎	◎	・建設業許可申請書に添付の営業所一覧表(別紙二)の写しで替えることも可とします。変更がある場合は変更届出書(様式第22号の2)の写しをあわせて提出してください。 ・営業所ごとに営業している業種を明記してください。 ・営業所が本社本店のみの場合でも提出してください。	可	
7	登記事項証明書	—	◎	×	・法務局の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書	可	
8	代表者身分証明書	—	×	◎	・本籍地の市町村の証明書	可	
9	建設業退職金共済組合加入・履行証明書	—	◎	◎	・中小企業退職金共済加入証明書、商工会議所特定退職金共済加入証明書又は商工会特定退職金共済制度加入証明書でも可とします。	可	
10	使用印鑑届 又は 委任状(兼使用印鑑届)	A10	◎	◎	・入札、契約の締結等の権限を代理人に委任しない場合 様式A10-1「使用印鑑届」に必要な事項を記入、押印してください。 ・入札、契約の締結等の権限を代理人に委任する場合 様式A10-2「委任状(兼使用印鑑届)」に必要な事項を記入、押印してください。	不可	
11	印鑑証明書	—	◎	◎	・法人は法務局、個人は市町村の証明書	可	
12	技術職員名簿	—	◎	◎	・経営事項審査申請時に使用した技術職員名簿の写し ・変更がある場合は、朱書き訂正し、最新の状態にしてください。 ・追加技術者については、資格者証の写し及び雇用関係を確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。10年以上の実務経験による場合は、資格者証の写しに代わって経営事項審査申請時に使用する実務経験証明書を添付してください。 ・技術職員名簿に記載されていない資格で、本市に登録したいものがある場合には、資格証明書の写しを添付してください。	可	
13	建設工事希望業種調査	A13	◎	◎	・希望業種は、29業種のうち、6業種までとします。 ・契約締結権を委任する場合は、委任する営業所が申請する業種の営業を行っていること。	可	
14	暴力団排除条例に係る誓約書	A14	◎	◎	・熟読のうえ、本社代表者が提出してください。	不可	
15	直前2年の各営業年度における工事施工金額	A15	◎	◎	・本市が定める様式を使用してください。ただし、本市の様式と同じ情報が得られる場合に限り、他の様式の使用を認めるものとします。	可	

16	営業所専任技術者一覧表	A16	○	○	<p><b>岡山県内に本社を有する場合に必要</b></p> <p>・建設業許可申請書(又は変更届出書)に添付の専任技術者一覧表(別紙四)又は専任技術者証明書(様式第8号)の写しで替えることも可とします。</p>	可
17	社会保険料納入証明書	A17	○	○	<p><b>岡山県内に契約締結先営業所を有する場合に必要</b></p> <p>・管轄の年金事務所で取得してください。</p> <p>・証明事項等</p> <p>③証明対象期間: 令和2年11月分から令和3年10月分まで</p> <p>④出力区分:一括用 0</p> <p>⑤証明範囲区分:保険料のみ 0</p> <p>※別紙A17-1「社会保険料納入証明申請書」に必要事項を記入し、事業主印を押印のうえ、所管の年金事務所へご提出ください。</p> <p>・加入義務がない場合は、申立書(様式 A17-2)を提出してください。</p>	可
18	岡山県へ申請した「舗装業者工事施工能力審査申請書」の写し又は指定の「舗装業者工事施工能力調査書」	A18	○	○	<p><b>舗装工事の入札参加を希望する場合に必要</b></p> <p>・岡山県へ申請した「舗装業者工事施工能力審査申請書」の写しは審査印が押されたもの(様式1、2、3)</p> <p>・岡山県実施の「舗装業者工事施工能力審査」を申請していない場合は、指定の「舗装業者工事施工能力調査書」(様式 A18)を添付してください。</p>	可
19	営業用機械器具一覧表	A19	○	○	水道施設工事のうち配水管布設工事の入札参加を希望する場合に必要	可
20	瀬戸内市水道事業指定給水装置工事事業者証の写し	—	○	○	水道施設工事のうち配水管布設工事の入札参加を希望する場合に必要	可
21	配水管技士等職員調査書	A21	○	○	<p>水道施設工事のうち配水管布設工事の入札参加を希望する場合に必要</p> <p>・調査に記載した職員に係る社団法人日本水道協会認定の配水管技士資格認定証、配水管技能者証の写し、POLITECの施工講習会の受講証の写し及び雇用関係を確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。</p>	可

◎:必ず提出する書類 ○:該当がある場合に提出する書類

## その他注意事項

- ※ 提出書類はA4サイズの用紙で作成し、A4サイズ縦型、紙製フラットファイル(色指定なし)に本表の書類番号順に綴じてください。  
また、フラットファイルの表紙及び背表紙に商号・名称を記入し、各書類に書類番号を記入したインデックスを貼り付けてください。(受付表はフラットファイル綴じにせず、別途提出してください。)
- ※ 証明書・確認書関係については、**入札参加資格審査申請直前3か月以内に発行されたもの**を提出してください。
- ※ 社会保険料納入証明書について、事業主の方が年金事務所の窓口で社会保険料納入証明書の交付を受けられる場合は、写真付き身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。また、事業主以外の方が年金事務所窓口で社会保険料納入証明書の交付を受けられる場合は、委任状および写真付き身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。  
社会保険料納入証明書申請についてのお問い合わせは、管轄の年金事務所へお願いします。
- ※ 入札に参加するには、別途電子入札に係る手続きが必要です。  
詳しくは、岡山県電子入札共同利用システムのポータルページ(<http://www.e-okayama.t-elbs.jp/>)を参照してください。

## 令和4年度 瀬戸内市入札参加資格審査申請書提出書類（測量・建設コンサルタント）

書類番号	提出書類	ダウンロード	法人	個人	備考	写し
	受付票	受付票	◎	◎	委任先を設定する場合は、委任先の情報を記入してください。	
1	入札参加資格審査申請書	B1	◎	◎	必ず指定様式を使用してください	不可
2	登録証明書・営業許可証明書		◎	◎	登録等の業務に必要な証明書	可
3	技術者経歴書	B3	◎	◎	同様の内容が記載されていれば他様式での提出可。	可
4	営業経歴書	B4	◎	◎	直前1年間に請負った業務・販売等の実績内訳が記載されたもの。同様の内容が記載されていれば他様式での提出可。（1年以上の間の実績の記載があっても可）	可
5	営業所一覧	B5	○	○	支店・営業所等がない場合は作成不要。同様の内容が記載されていれば他様式での提出可。	可
6	登記事項証明書		◎	×	法務局が発行する現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書	可
7	使用印鑑届 又は 委任状(兼使用印鑑届)	B7-1 又は B7-2	◎	◎	・入札、契約の締結等を委任しない場合 B7-1「使用印鑑届」に必要事項を記入、押印してください。 ・入札、契約の締結等を代理人に委任する場合 B7-2「委任状(兼使用印鑑届)」に必要事項を記入、押印してください。	不可
8	代表者身分証明書		×	◎	本籍地の市町村の証明書	可
9	印鑑証明書		◎	◎	法人は法務局、個人は市町村の証明書	可
10	納税証明書	国税（消費税含む）	◎	◎	本社を管轄する税務署の証明書（未納の税額のないことの証明）〔法人は様式その3の3、個人は様式その3の2〕	可
		県税	○	○	岡山県内に本社又は支店等を有する場合に必要な（県徴収金の滞納がない証明）	可
		市税	○	○	瀬戸内市内に本社又は支店等を有する場合に必要な（納税（完納）証明書）	可
11	財務諸表		◎	◎	直近の下記書類（1期が1年未満の場合は1年以上分） 1 法人一貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類 2 個人一所得税の確定申告書（控）と青色申告の人は青色申告決算書、白色申告の人は収支内訳書	可
12	暴力団排除条例に係る誓約書	B12	◎	◎	熟読のうえ、本社代表者が提出してください。	不可

- ※ 入札に参加するには、別途電子入札に係る手続きが必要です。  
詳しくは、岡山県電子入札共同利用システムのポータルサイト（<http://www.e-okayama.t-elbs.jp/>）を参照してください。
- ※ ◎は必ず提出する書類、○は該当がある場合に提出する書類です。
- ※ 様式B1「入札参加資格審査申請書」については、本市が定める様式を使用してください。
- ※ 証明書関係については、**申請直前3ヶ月以内に発行されたもの**を提出してください。
- ※ 提出書類は全てA4サイズの用紙で作成し、A4版縦型フラットファイル(色指定なし)に綴じ、フラットファイルの表紙及び背表紙に商号・名称を記入してください。（受付表はフラットファイル綴じにせず、別途提出してください。）
- ※ 提出書類は本表の書類番号順に並べ、各書類に書類番号を記載したインデックスを貼り付けてください。
- ※ 受付票へ委任先の有無を必ず記入してください。
- ※ 申請書を送付する場合、受付表の返送が必要であれば、切手を貼り返送先を表示した封筒を同封してください。
- ※ 提出書類の印刷は、白黒印刷でかまいません。

令和4年度 瀬戸内市入札参加資格審査申請書提出書類（物品の製造・販売及び役務の提供等）

書類番号	提出書類	ダウンロード	法人	個人	備考	写し
	受付票	受付票	◎	◎	ダウンロードした受付票へ委任先の有無、入札参加希望種類を記入してください。	
1	入札参加資格審査申請書	C1	◎	◎	必ず指定様式を使用してください	不可
2	登録証明書・営業許可証明書		○	○	代理店、営業登録、営業に関する許認可等の証明書を有する場合に提出してください。	可
3	営業経歴書	C3	◎	◎	直前1年間に請負った業務・販売等の実績内訳が記載されたもの。同様の内容が記載されていれば他様式での提出可。（1年以上の間の実績の記載があっても可）	可
4	営業所一覧	C4	○	○	支店・営業所等がない場合は作成不要。同様の内容が記載されていれば他様式での提出可。	可
5	登記事項証明書		◎	×	法務局が発行する現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書	可
6	使用印鑑届 又は 委任状(兼使用印鑑届)	C6-1 又は C6-2	◎	◎	・入札、契約の締結等を委任しない場合 C6-1「使用印鑑届」に必要事項を記入、押印してください。 ・入札、契約の締結等を代理人に委任する場合 C6-2「委任状(兼使用印鑑届)」に必要事項を記入、押印してください。	不可
7	代表者身分証明書		×	◎	本籍地の市町村の証明書	可
8	印鑑証明書		◎	◎	法人は法務局、個人は市町村の証明書	可
9	納税証明書	国税（消費税含む）	◎	◎	本社を管轄する税務署の証明書（未納の税額のないことの証明）[法人は様式その3の3、個人は様式その3の2]	可
		県税	○	○	岡山県内に本社又は支店等を有する場合に必要（県徴収金の滞納がない証明）	可
		市税	○	○	瀬戸内市内に本社又は支店等を有する場合に必要（納税（完納）証明書）	可
10	財務諸表		◎	◎	直近の下記書類（1期が1年未満の場合は1年以上分） 1 法人－貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類 2 個人－所得税の確定申告書（控）と青色申告の人は青色申告決算書、白色申告の人は収支内訳書	可
11	暴力団排除条例に係る誓約書	C11	◎	◎	熟読のうえ、本社代表者が提出してください。	不可

※ ◎は必ず提出する書類、○は該当がある場合に提出する書類

※ 様式C1については、本市が定める様式を使用するものとし、参加希望の有無等にかかわらず全てのページ（全6ページ）をダウンロードし提出してください

※ 証明書関係については、**申請直前3ヶ月以内に発行されたもの**を提出してください。

※ 提出書類は全て**A4サイズの用紙で作成し、A4版縦型フラットファイル(色指定なし)**に綴じ、フラットファイルの**表紙及び背表紙に商号・名称**を記入してください。（受付表はフラットファイル綴じにせず、別途提出してください。）

※ 提出書類は**本表の書類番号順**に並べ、**各書類に書類番号を記載したインデックス**を貼り付けてください。

※ 受付票へ委任先の有無を必ず記入してください。

※ 申請書を送付する場合、受付表の返送が必要であれば、切手を貼り返送先を表示した封筒を同封してください。

※ **電子入札システムを利用しています（案件によっては従来の紙入札の場合あり）。**  
市ホームページ及び、岡山県電子入札共同利用システムのポータルサイト（<http://www.e-okayama.t-eibs.jp/>）を参照の上、対応をお願いいたします。

## 共通事項

### Q. 郵送はレターパックでも良いですか。

A. レターパックでの郵送は可能ですが、レターパックには補償がないため申請者の責任において利用するか判断してください。レターパックライトは対面受取ではないため、対面受取のレターパックプラスをおすすめします。

### Q. 紙製フラットファイルの留め具はプラスチックでも良いですか。

A. 留め具についてはプラスチックでも問題ありません。

### Q. 国税の納税証明書にただし書で中間申告分未納の記載があるのは問題ないですか。

A. 提出日時点で中間申告分未納の納入期限が過ぎている場合は、領収書の写し等納入したことが分かる書類を添付してください。

### Q. 日付は記入日か持参日のどちらを書いたら良いですか。

A. 持参日か郵送日を記入してください。証明書等の3か月以内かどうかの判断は受付日を基準に行いますので、郵送の場合はご注意ください。

### Q. 行政書士等に作成をお願いしても問題ないですか。

A. 問題ありません。作成担当者氏名及び作成担当者電話番号に行政書士等の情報を記入してください。

### Q. 瀬戸内市内に営業所(支店)があるが、委任先(契約先)は、瀬戸内市外の本店や他の支店等で申請する場合、市税の完納証明書は必要ですか。

A. 提出不要です。委任先を瀬戸内市内にする場合のみ、市税の完納証明書が必要です。また、委任先が岡山県外の場合は、岡山県税の完納証明書も不要です。

## 建設工事関係

### Q. 経営事項審査結果通知書の完成工事高の平均年数は、2年でも3年でもどちらでも良いですか。

A. 経営事項審査結果通知書の完成工事高の平均年数は、2年でも3年でもどちらでも結構です。

### Q. 経営事項審査結果通知書の希望する業種の完成工事高が0でも申請して良いですか。

A. 経営事項審査結果通知書の希望する業種の完成工事高が0の場合は、希望されても資格はありませんので別の業種を希望することをおすすめします。

### Q. 建設業の許可更新中ですが、古い許可証明書を付けておけば良いですか。

A. 要領にも記載してあるとおり、受付印のある建設業許可更新申請書の写し等を添付してください。

### Q. 建設業退職金共済事業加入・履行証明書の証明日が3か月以内でないのは問題ないですか。

A. 要領にも記載してあるとおり、証明書については3か月以内のものを添付してください。



**Q. 建設業退職金共済組合には加入していますが証紙購入額が少なく、建設業退職金共済事業加入・履行証明書が発行できないため契約者証と理由書でも良いですか。**

A. 「建設業退職金共済契約者証」の写しは履行の証明にはなりません。「独立行政法人 勤労者退職金共済機構」の退職金制度に加入し、掛金として証紙を購入した証しとして同法人が証明するもので、「建設業退職金共済事業加入・履行証明願」により同法人の証明を受けたもの(申請日から3ヶ月以内に証明されたもの)の提出が必要です。

**Q. 様式A15 直前2年の各営業年度における工事施工金額には全て書く必要がありますか。**

A. 申請する業種については「許可を受けた建設工事の施工金額」の欄に詳しく記載し、申請しない業種についてはその他の建設工事の施工金額に合計を記入してください。

**Q. 様式A15 直前2年の各営業年度における工事施工金額は直前3年分のお他様式でも良いですか。**

A. 直前3年分のお他様式でも確認できるため問題ありません。

## 測量・建設コンサルタント関係

**Q. 様式B01 13有資格者数(人)の計上はどのようにしたら良いですか。**

A. ①～⑱については、それぞれの資格保有者の人数を記入してください。

⑲～⑳については、12 測量・建設コンサルタント業務等希望内訳に相応する技術者の配置状況の参考とするため、それぞれの登録規定に基づく現況届に計上する技術者の人数を計上してください。登録がない業種においては、登録規程に準じた方法により人数を計上してください。

## 物品の製造・販売及び役務の提供等関係

**Q. 様式C01 10希望する資格の種類等について、希望の営業品目がどれになるか分かりません。**

A. 具体例に記載がなく、どこにあてはまるか分からない場合は、該当しそうな営業品目またはその他に○をし、具体的に記入をしてください。

**Q. 様式C03営業経歴書の事業区分や登録業種は何を記載したら良いですか。**

A. 事業区分には「物品の製造・販売」、「役務の提供等」、「物品の買受け」のどれかを記入してください。登録業種には、C01 10希望する資格の種類等で該当する営業品目を記入してください。

**Q. 様式C03営業経歴書には何を記入したら良いですか。**

A. 特に決まりはありませんが、希望する業種ごとの実績があれば直近の実績を数件ずつ記入してください。発注者が官公庁でも民間でも問題ありません。履行場所も岡山県でなくても問題ありません。

**Q. 様式C04営業所一覧表にはすべて書く必要がありますか。**

A. 支店・営業所等が多く、書き切れない場合は、契約先として委任する可能性のある支店・営業所等(特に岡山県内、瀬戸内市内)を記入してください。